

豊田市ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 依頼会員 とよたファミリー・サポート・センター事業実施要綱第7条第2号に規定する会員をいう。
- (2) 援助活動 とよたファミリー・サポート・センター事業実施要綱第9条に規定する活動をいう。
- (3) ひとり親世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同法同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- (4) 多子世帯 18歳到達後の年度末までの児童を、3人以上、現に扶養している世帯をいう。
- (5) 多胎児世帯 12歳到達後の年度末までの多胎児を現に扶養している世帯をいう。
- (6) 障がい世帯 会員本人、同居する会員の配偶者又は現に扶養している20歳到達後の年度末までの児童が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度要綱の規定による療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯をいう。
- (7) 生活保護等世帯 生活保護世帯及び生計を一にする世帯員の市民税所得割額等の合計が77,100円以下に相当する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ひとり親世帯、多子世帯、多胎児世帯、障がい世帯及び生活保護等世帯に属する依頼会員のうち、相互援助活動が実施される日時点において豊田市内に住所を有し、豊田市の住民基本台帳に記載されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者を、補助対象者とすることができる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、援助活動のあった日の属する月の翌月1日から起算して1年以内に、豊田市ファミリー・サポート・セン

ター事業利用費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）援助活動報告書（依頼会員控え）の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、援助活動のあった日が属する月の初日から末日までの1月を申請の単位とし、1月毎又は複数月をまとめて申請するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、この補助金は、豊田市施設等利用給付要綱第1条に規定する施設等利用費の給付のうち、子育て援助活動支援事業に係る給付の申請と重複して申請することができない。

（補助金額）

第5条 補助金の額は以下のとおりとし、1月あたり20,000円を上限とする。

援助活動の状況	補助金額
基本の援助活動	1時間当たり 400円
援助活動の時間が1時間を超え、かつ、超過時間が30分に満たない場合の30分に満たない部分	200円
同一の協力会員に兄弟姉妹等複数のこどもを預けた場合の2人目以降	1人につき 1時間当たり 200円/時
援助活動の時間が1時間を超え、かつ、超過時間が30分に満たない場合で、同一の協力会員に兄弟姉妹等複数のこどもを預けた場合の2人目以降の30分に満たない部分	1人につき 100円
とよたファミリー・サポート・センター報酬に関する基準に定める金額以下で行う援助活動	補助なし
援助活動の取消し	補助なし
援助活動に係る実費（食事代、交通費等）	補助なし

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、第4条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を決定し、豊田市ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、補助申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、補助金交付の決定に条件を付することができる。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助申請者の同意を得たうえで、住民基本台帳の閲覧、市税の収納状況、福祉情報を確認することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、補助申請者が以下のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 豊田市補助金等交付規則第5条第3項各号のいずれかに該当するとき

(2) 市税の滞納があるとき。

(検査)

第7条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて援助活動の内容等について検査をすることができる。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 交付請求書（市指定様式）

(2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類を全て受理した時は、前条に規定する補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は補助金等の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(1) 補助金の交付の申請等について不正な行為があったとき。

(2) 第6条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(3) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

豊田市長 様

申請者住所
フリガナ
氏名（自署）
電話番号

豊田市ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金交付申請書兼実績報告書
（ 年 月分）

豊田市ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。なお、補助金の交付に係る審査に必要となる住民基本台帳の閲覧、
市税の収納状況、福祉情報を確認することに同意します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 申請額の内訳

利用月	対象となる活動報酬額	補助金交付金額
年 月利用分	円	円
年 月利用分	円	円
年 月利用分	円	円
合計	円	円

3 添付書類

- （1）援助活動報告書（依頼会員控え）の写し
- （2）補助対象確認書類

補助対象	添付書類
多子世帯、多胎児世帯、 生活保護等受給世帯	なし ※左記に該当する場合は、ひとり親世帯、 障がい世帯であっても添付書類は不要
ひとり親世帯	母子・父子家庭医療費受給者証、児童扶養手当証書、 戸籍謄本（離婚死別等の記載必要）のうちいずれかの 写し
障がい世帯	本人、配偶者又は扶養する 20 歳未満の児童の身体障 がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の うち、該当するものの写し

- （3）口座情報のわかる書類（通帳又はキャッシュカードの写し等）

様

豊田市ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった豊田市ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金については、豊田市ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定し、あわせて補助金額も確定します。

年 月 日

豊田市長

印

記

1 補助金の額 円

内訳

利用月	補助交付額
年 月利用分	
年 月利用分	
年 月利用分	

2 この補助金の対象となる事業 ファミリー・サポート・センター事業利用費補助金